

高知県立歴史民俗資料館
資料収集方針・収蔵のあり方検討会
報 告 書

令和7年3月

高知県立歴史民俗資料館
資料収集方針・収蔵のあり方検討会

もくじ

はじめに	1P
1 検討会の設置の趣旨及び開催状況	2P
2 高知県立歴史民俗資料館の現状	4P
(1) 役割	
(2) 運営方針及び体制	
(3) 収蔵庫面積・現有資料・利用状況	
(4) 資料収集・管理の方針及び手順	
3 検討会による評価	11P
(1) 運営方針及び体制	
(2) 資料の収集及び管理	
(3) 収蔵庫等	
4 資料収集方針・収蔵環境の改善の方向性について	12P
(1) 運営方針及び体制	
(2) 資料の収集及び管理	
(3) 収蔵庫等	
5 おわりに	16P

【参考資料】

- ・ 中四国エリアの県立博物館の収蔵庫等の概要
- ・ 高知県立歴史民俗資料館指定管理基本協定 別紙1 「資料の収集等の取扱いについて」
- ・ 高知県立歴史民俗資料館資料収集方針・収蔵のあり方検討会設置要綱
- ・ 高知県立歴史民俗資料館資料収集方針・収蔵のあり方検討会委員名簿

はじめに

本県では、昭和 52 年に「高知県文化推進協議会」が発足し、人々の豊かで情緒的な生活の確立と精神的ゆとりの回復をめざし、その後の文化財行政の基本的なあり方やその将来計画となる「高知県における文化行政の展望と施策の策定について（中間まとめ）」が、昭和 53 年に高知県知事及び高知県教育長に提出されました。

その中では、「県立郷土文化会館及び高知城懐徳館、県立図書館等に保存している歴史民俗資料等を分類整理して、望ましい新施設に移すとともに、県下に分布している民俗資料の収集も急がなければならない」とされています。

また、この「中間まとめ」に基づいて、専門的な知見を有する方々からの意見を踏まえ、昭和 61 年に「高知県立歴史民俗資料館基本構想」が策定され、平成 3 年には高知県立歴史民俗資料館が設置されまして、令和 6 年度末で開館から 34 年を経過することとなります。

同館は、県立郷土文化会館及び高知城懐徳館などから多くの資料が移管された結果、開館後まもなく収蔵庫の容量が十分でないという課題を抱えることとなりましたが、今日まで抜本的な解決には至らず、収蔵庫の狭隘な状況は悪化してまいりました。その要因としては、資料の収集方針に対して収蔵庫の容量が十分でなかったこと、適切な収蔵環境の確保の見通しがないまま資料収集を優先したこと、設置者である県として、収蔵能力を超える資料の受入れを承認してきたことが挙げられます。

県では、平成 23 年に廃校（旧大柝高校）を活用した民具の保管や平成 26 年の収蔵予備室の整備などの対策を講じてきましたが、同館は、現在収蔵能力を大きく超える 182,988 点（令和 6 年 3 月末時点）の資料を収蔵し、資料の収集・管理及び展示や公開・活用に支障が生じる状況となっております。

一方で、高齢化や過疎化の進行、南海トラフ地震の発生率の高さなどの社会的要因によって、資料を個人や地域で保管し続けることが困難な状況にもなることから、今後さらに資料の寄贈や寄託の申し出が増えてくることも十分に予想されます。

また、同館が設置されて以降、高知城歴史博物館（平成 29 年開館）及び坂本龍馬記念館新館（平成 30 年リニューアルオープン）の設置をはじめ、県内の市町村立の収蔵施設が新たに設置されるなど、取り巻く環境は大きく変化しており、同館の果たすべき役割についても再検討することが必要です。

本報告書は、高知県歴史民俗資料館資料収集方針・収蔵のあり方検討会において意見を交わした同館の機能を持続的に維持していくうえでの課題と、同館が将来にわたって県民文化の振興に寄与し続けていくための必要な対策や対策を講じるうえでの踏まえておくべき視点などについて提言します。

高知県立歴史民俗資料館
資料収集方針・収蔵のあり方検討会

委員長 井奥 和男

1 検討会の設置の趣旨及び開催状況

高知県立歴史民俗資料館（以下、歴民館という。）は、平成3年に開館してから34年が経過し、この間、郷土の歴史・考古・民俗に関する調査研究、収集保存、展示、教育普及活動等を通じて県民文化の振興に寄与してきた。

開館以降、これらの活動を続けてきた結果、収集資料の増加に伴い収蔵場所の不足が顕著となっており、今後増加が予想される資料の保管場所の確保が課題となっている。

このため、この問題の解決に向けて令和4年度に外部委員による検討会を設置し、現行の収集方針や実態を検証し、資料の保存・活用のあり方などの対応策を総合的に検討し、同館の持続可能な運営の確保に向けて踏まえておくべき視点等を協議したものである。

【第1回検討会】

- (1) 開催日 令和5年4月11日（火）
- (2) 主な議題 ①検討会設置の趣旨及び歴民館の概要について
②資料の収集・収蔵状況について
③資料収集プロセスについて
④第2回検討会に向けた整理事項について

- ・歴民館職員の案内により、館内3つの収蔵庫と収蔵予備室を委員が視察した。
- ・事務局が検討会の趣旨等について説明を行い、その後、館が収集・収蔵の分野の概要と収集対象となる資料等について説明を行った。
- ・事務局と館の説明を踏まえ、質疑応答等を行った。

【第2回検討会】

- (1) 開催日 令和5年7月28日（金）
- (2) 主な議題 ①歴民館の使命及び目標について
②課題の洗い出しについて
③改善の方向性及び報告書骨子について

- ・歴民館職員の案内により、1階企画展示室を委員が視察した。
- ・事務局が博物館法を一部改正する法律の概要等について説明を行い、その後、歴民館が他館視察の報告を行った。
- ・事務局が資料収集方針・収蔵の改善の方向性及び検討会報告書骨子案について説明した。
- ・事務局と歴民館の説明を踏まえ、質疑応答等を行った。

【第3回検討会】

- (1) 開催日 令和6年6月12日(水)
- (2) 主な議題 ①資料収集手順について
②資料管理手順について
③収蔵庫の確保について

- ・館が資料収集・管理手順について説明した。
- ・事務局が今後の資料増加見込み及び新たな収蔵庫の確保について説明した。
- ・事務局と館の説明を踏まえ、質疑応答等を行った。
- ・歴民館職員の案内により、旧大栃高校に置いている資料を委員が視察した。

【第4回検討会】

- (1) 開催日 令和6年12月2日(月)
- (2) 主な議題 報告書(案)について

- ・事務局より報告書(案)について説明した。
- ・事務局の説明を踏まえ、質疑応答等を行った。

【第5回検討会】

- (1) 開催日 令和7年3月18日(火)
- (2) 主な議題 報告書の採択

- ・事務局より第4回の委員からの意見を踏まえた報告書(修正案)を説明した。
- ・事務局の説明を踏まえ、質疑応答等を行った。

2 高知県立歴史民俗資料館の現状

(1) 役割

郷土の歴史・考古・民俗に関する資料等を調査研究し、収集し、保存し、及び展示して広く県民に紹介することにより、伝統をいかした個性豊かな県民文化の振興に寄与するとともに、県民が散策しながら郷土の歴史・考古・民俗について学習することができる憩いの場を提供する。

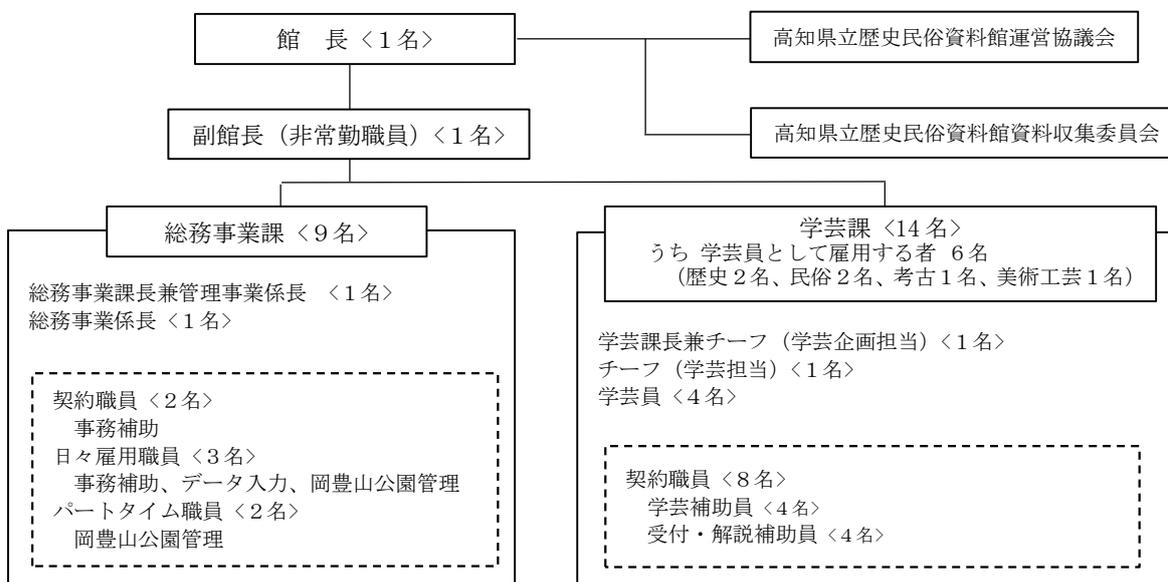
出典：高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例第1条

(2) 運営方針及び体制

【運営方針】

- ①高知県の歴史や文化を未来に伝える。
- ②高知県の歴史や文化を学ぶ入口となる。
- ③人々の出会いと交流の場となる。
- ④県民が主役となって活動できる。

【館の組織体制（R6.4.1現在）】



(3) 収蔵庫面積・現有資料・利用状況

①施設概要及び収蔵庫面積

敷地面積・・・119,562 m²

建築面積・・・1961.79 m²

延床面積・・・4546.22 m²

展示面積・・・1104.41 m² (常設展示室：718.22 m²、長宗我部展示室：209.42 m²
企画展示室：176.77 m²)

収蔵面積・・・342.77 m² (第1～3収蔵庫：各 89.59 m²、収蔵庫予備室：74.00 m²)

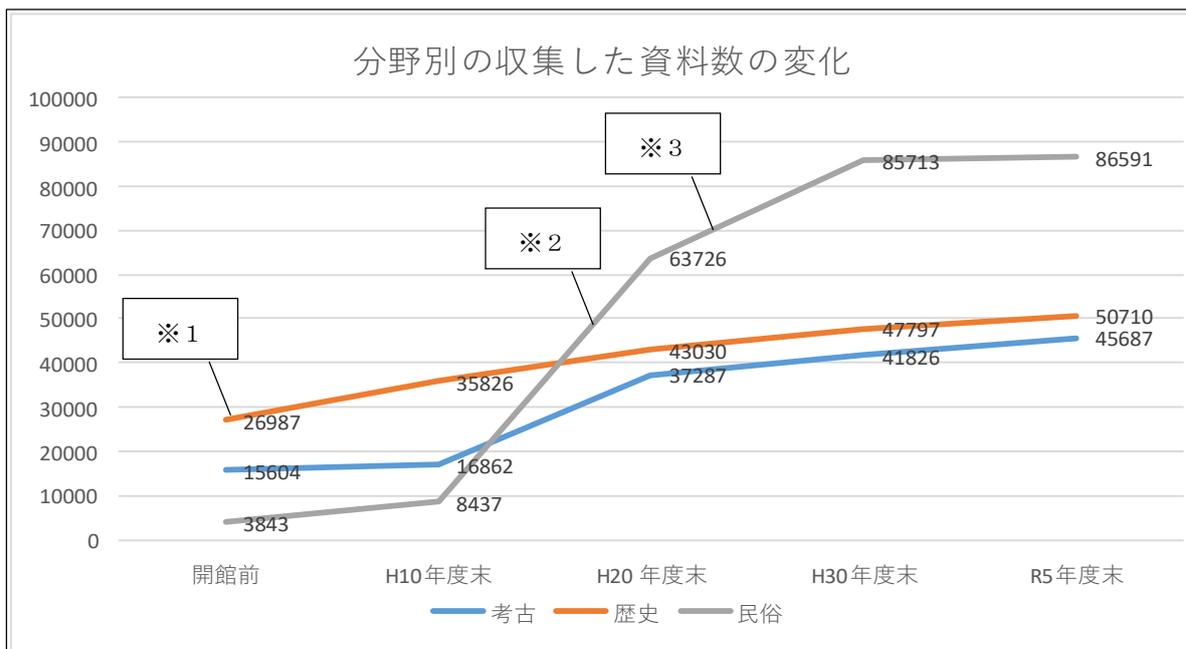
※旧大栃高校 1483.19 m² (うち実際に使用している面積は 1356.95 m²)

ホール等・・・187.90 m² (多目的ホール、体験学習室)

②現有資料 (令和6年3月末現在)

総点数 約 182,988 点

(内 訳) 考古 約 45,687 点、歴史 50,710 点、民俗 86,591 点



※1 開館時に郷土文化会館及び高知城懐徳館の資料が移管された。

※2 平成18年、民俗に田辺寿男民俗写真5万点、

※3 平成22年、民俗に山崎茂郷土玩具1万2千点

- 1) 民俗資料は個人コレクションを一括受贈したため、増加曲線が変化しているが、考古、歴史資料は概ね一定の増加率となっている。
- 2) 高度経済成長以降、文化が変化し、失われてしまった資料もあるため、民俗資料を緊急に収集していたことも資料数増加の一因となっている。

③利用状況

ア) 収蔵棚の利用率

○収蔵庫 1 (民俗)・・・100%以上

※収蔵棚の有効スペースはすべて使用しており、棚の天面の上、下部と床のすき間も資料を置いている。



○収蔵庫 2 (歴史)・・・100%以上

※収蔵棚の有効スペースはすべて使用しており、棚の天面の上、下部と床のすき間も資料を置いている。



○収蔵庫 3 (考古)・・・90%

※企画展等の借用資料を仮保管するため、一定の空きスペースを確保している。



イ) 収蔵庫内の通路に置かれている資料の量

小型資料はコンテナで積み上げ、大型の資料は梱包のうえ、すべての収蔵庫の通路に資料を置いており、各収蔵庫とも床面積の80%は常に資料が占有している。棚の資料を出し入れする場合には、その都度手前の資料を動かす必要が生じている。



ウ) 収蔵庫以外に置かれている資料の場所ごとの量

<館内>

- ・展示中の資料 約 3,300 点
- ・収蔵庫予備室 約 10,000 点
- ・一時保管室、荷解室、トラックヤード、倉庫に資料に加えて館刊行物の在庫や所蔵図書類やパネルや展示台などの展示造作を置いている



収蔵庫予備室



荷解室

<館敷地内>

- ・職員駐輪場（屋根付き）船1艘



<館外施設>

- ・旧大栃高校体育館及び格技場 民俗資料 約 10,000 点



(4) 資料収集・管理の方針及び手順

①収集方針 ※令和6年3月末時点

<基本方針>

本県の歴史・文化を後世に伝えるため、本県固有の考古・歴史・民俗資料を厳選して収集し、展示及び調査研究、教育普及に資する資料の充実に務める。

<分野別収集方針>

[考古]

- ・出土品のうち、特に重要な遺物もしくは厳密な保存管理を要する遺物
- ・寺社ほかの重要な伝世資料
- ・個人所蔵の出土品や考古学史に関する資料

[歴史]

- ・長宗我部氏や幕末、庶民史、移民関係資料、戦時資料など

[民俗]

- ・県内でこれまで収集が進んでいなかったジャンル（衣類、漁具、信仰、芸能）
- ・高知県の風土・暮らし・生業など特色を示す資料（四万十川、鯉、いざなぎ流）

[美術工芸]

- ・県内の仏教美術、遍路、寺社関係資料、絵画等

[全般]

- ・津波などの自然災害から保護する必要性が高い資料
- ・他館の収集対象外で市町村による保存が難しい場合で特に重要と思われる資料
- ・まとまりのある家資料やコレクション

【資料の整理状況】 ※令和6年3月末時点

		考古	歴史	民俗	計
資料総数 ※1		45,687	50,710	86,591	182,988
資料カード	作成対象点数	45,687	50,710	※2 35,791	132,188
	作成済み	45,687	50,710	19,441	※3 115,838
	未作成	0	0	16,350	16,350
	作成率	100%	100%	54.3%	87.6%
管理台帳システム	登録対象点数	45,687	50,710	86,591	182,988
	登録済み	45,687	20,241	61,441	※3 127,369
	未登録	0	30,469	25,150	55,619
	登録率	100%	39.9%	71.0%	69.6%

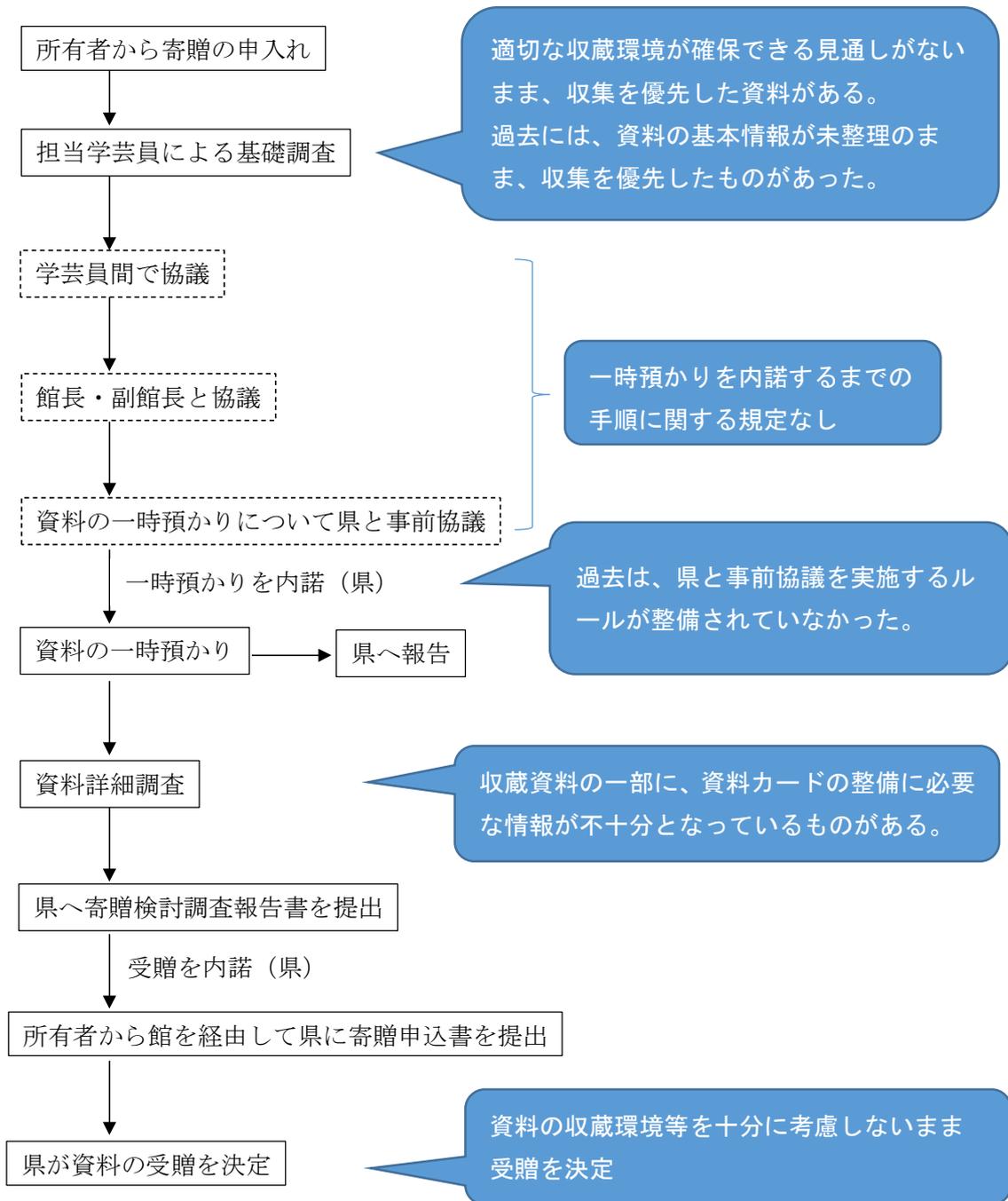
※1 資料登録上の種別は、考古、歴史、民俗の3分野であり、美術工芸は管理のみである。

※2 民俗の資料総数のうち、田辺写真約50,800点は紙台帳化しないため、うち紙台帳が必要な資料数は35,791点。

※3 資料カード及び台帳管理システムに登録済であっても、登録内容に精粗があり情報の追加が必要な項目もある。

②収集手順

資料の受贈手続きの大まかな流れ【所蔵者からの情報提供・申出をきっかけとする場合】



※右側吹き出しは、検討会委員からの意見

3 検討会による評価

(1) 運営方針及び体制

- ・歴民館が開館して以降、高知城歴史博物館（以下、城博という。）の開館など、歴民館を取り巻く環境が変化している中で、館が果たすべき役割について再検討する必要がある。
- ・企画展や教育普及活動に力が割かれ、博物館活動の基本となる資料整理への対応が不十分となっている。

(2) 資料の収集及び管理

①資料の収集

- ・歴民館を取り巻く環境が変化する中で、館の果たすべき役割に応じた資料の収集方針にする必要がある。
- ・コレクションポリシーに一貫性がないまま、資料収集が行われてきた。
- ・歴史民俗資料館には、博物館として収集した資料の情報を県民に分かりやすく伝えるとともに、教育、観光など様々な事業に活用することが求められているが、活用するための準備が整っていない資料がある。
- ・資料の一時預かりの際、資料のドキュメンテーション等を記録することができる業務の見通しが立てられていない。
- ・適正な資料管理を行うことができる収蔵環境等が確保されたうえで収集活動が行われていない。

②資料の管理

- ・博物館活動の基本である保有する資料のデータベース化が十分なされておらず、全体を把握しきれしていない。
- ・収蔵庫の容量を前提とした収蔵庫を持続的にマネジメントする規程等が整備されていない。
- ・「なぜ、この資料が入っているのか。」を館のミッションや収集方針に照らし、客観的に再評価を行う仕組みがない。
- ・寄託資料について、寄託期間を更新する際の再評価に関する基準がない。

(3) 収蔵庫等

- ・民俗分野も取り扱う県立の歴史系総合博物館としては収蔵面積が狭く、他県と比較しても収蔵庫面積が狭い。
- ・収蔵庫が満杯の状態であり、資料を適切に管理することができていない。
- ・廃校利用は資料の保存環境や管理運営上の課題から永続的な対策にはならない。

4 資料収集方針・収蔵環境の改善の方向性について

検討会においては、資料収集方針・収蔵環境の改善の方向性について幅広い観点から意見交換を行った。その結果について、「運営方針及び体制」「資料の収集及び管理」と「収蔵庫」の3つの項目に分けて、改善の方向性を提言する。

(1) 運営方針及び体制

- ・取り巻く環境の変化に応じて、館が果たすべき社会的な役割や責任について再検討すること
- ・適切な資料の整理を継続的に実施するために、館の業務の見直し等について検討すること

【委員からの意見】

- ・令和4年の博物館法改正の趣旨に沿って、既存の方針等の見直しを含む資料の収集及び管理に関する規程を策定することが必要。
- ・館のミッションを踏まえて、資料の収集、保管、活用の全体を見通して規程を作成しなければ、個々の規程を適用する場面において、なぜそういう手順が必要なのかという使命感が失われてしまう。
- ・公の施設は税金で運営しているという意識を持って進めることが重要である。
- ・博物館としての役割を果たすためには、持続可能性が担保されていなくてはならない。収蔵庫が満杯で収集できないとなれば、単なる倉庫である。
- ・資料を廃棄して収蔵庫の容量を確保すればいいという問題ではない。
- ・栃木県立博物館では、毎年度、収集した資料等の増加状況に関するデータを整理し、館内で情報を共有するだけでなく、県の主管課にも情報提供するシステムを取っている。栃木県博では収蔵庫増設と同時に、この方法を導入し、資料収集・管理の方針を遵守することで、資料が急激に増加して困るということは起きていない。
- ・年4回の企画展の他、普及事業やイベントを開催しており、業務量が多い。企画展を減らしてでも、資料のデータベースの作成を優先した方がよい。

(2) 資料の収集及び管理

①資料の収集

- ・館が果たすべき役割に応じた体系的なコレクションの形成や、公開・活用を通じた資料価値の県民への還元を目的とする収集方針を定めること
- ・収蔵環境も踏まえた収集となるような手順等を整備すること

②資料の管理

- ・保有する資料のデータベース化を早期に進めること。その際には、ドキュメンテーションが不十分となっている資料については、遡及して確認を行うこと
- ・館のミッションや収集方針に照らし、収蔵資料を再評価する仕組みを構築すること。また、寄託資料の寄託期間を更新する際は、収蔵の必要性を再評価する仕組みを構築すること
- ・収蔵庫を持続的にマネジメントする規程等を整備すること

【委員からの意見】

①資料の収集

- ・資料収集は、館の規程・収集方針に則しているか、収集するだけの優先順位に合致するかということを組織としてオーソライズしていく手続きが必要。
- ・事故や火災等緊急時の資料受入の手続きを、事前に県と協議して決めておくことが必要。
- ・館の収蔵スペースを前提とする規程、基準が作られるべき。
- ・資料価値の評価と収蔵可能なスペースの確保の有無による判断基準は分けて規程等に記載すること。
- ・今ある資料の活用方法や資料収集することのメリットを県民に伝えて、収蔵スペース増設の理解を得る努力が必要。
- ・旧大栃高校で収蔵されている資料を観光資源にして、観光利用料を徴収すれば資料保存のための財源になるのではないか。

②資料の管理

- ・データベースを作成することは、博物館の活動の基本である。
- ・人的予算を付けてでも、県と館が連携して至急データベースを作成することが必要である。
- ・データベース化する際、資料についての由来やそれにまつわる情報を調査したもの（ドキュメンテーション）をデータとして入れ込むことが必要。
- ・データベースを作成する際、資料を並べて作業を行う必要がある。そのために十分な広さのスペースが必要。

- データベース化のうえ、収蔵資料を再評価する仕組みが必要。コレクション体系と合わないものは、データベース化しないと分からない。
- ミッションに照らし合わせて館にとって活用の見込みのない資料については、プロセスを経て専門家や外部有識者の意見を聞きながら除籍の対象にしていくことになる。
- 収集方針や収集テーマと照らし合わせて、客観的に評価していくことが必要。
- 寄託資料については、再評価のうえ精査することが必要。
- 所有に適さない資料や処分せざるを得ない資料を除籍するためのルールを明文化するべき。
- 除籍とは、自然災害、人的災害（放火や破壊行為）、津波による二次災害等、そして盗難等で行方が分からなくなった場合、あるいは、歴民館の収集方針に適合しない場合に資料台帳から取り除くことをいうもので、除籍イコール廃棄ではない。

(3) 収蔵庫等

- ・新たな収集方針の策定、資料収集・管理の適正化を図った上で、将来にわたって、館の役割を果たすことができるよう収蔵庫等の増設を検討すること
- ・収蔵庫等の増設の検討にあたっては、収蔵資料の活用や適切な管理の観点から出された委員の意見を踏まえつつ、既存県有施設等の活用を含めて最も効果的な方法を比較検討すること

【委員からの意見】

- ・収蔵庫として必要な面積（規模）は、施設が何を指すのか、また、県民の資料を将来にわたって保管し散逸しないようにしたうえで、活用できるような状態に保つために必要な面積があるかという視点で検討することが重要である。
- ・収蔵資料の活用の観点から館の敷地内に収蔵庫を確保することが最も望ましい。
- ・南海トラフ地震など自然災害から高知県民、文化・財産を守るために、欧米にあるような収蔵庫だけの施設（共同利用）を造る方法もある。
- ・敷地外に収蔵庫を建築する場合、専属の管理職員体制の構築は必ず必要である。
- ・将来の県民のために無駄なお金を使わない視点で考える必要がある。この敷地内に建てる場合に、様々な制約から十分な規模が確保できないのであれば、十分な規模の確保できる離れた場所に作った方がいいという考え方もある。
- ・廃校利用について、県費が限られている以上、建物を増やすことができない場合は、当面の仮置き収蔵スペースとして大柝高校の使用を継続することも考えざるを得ない。
- ・廃校を利用する場合、温湿度管理を行うことが困難であることから、収蔵可能な資料が限定される。また、防犯・防火対策が必要である。
- ・旧大柝高校体育館をリニューアルをして、民俗資料専門の収蔵センターという形で体制を整備して収蔵していくことも考えられる。
- ・新しい建物を建設することは、今の時代にそぐわないのではないか。
- ・県立の他の博物館施設においても収蔵庫の収蔵率が高くなっており、余力が少ない。
- ・市町村立の博物館施設との連携を強化することは必要だが、ほぼすべての館で収蔵庫が逼迫している。

5 おわりに

歴史民俗資料館は、郷土の歴史・考古・民俗に関する資料等を調査研究し、収集・保存及び展示して広く県民に紹介することにより、伝統をいかした個性豊かな県民文化の振興に寄与するとともに、県民が散策しながら郷土の歴史・考古・民俗について学習することができる憩いの場を提供することを目的に設置された。

この報告書では、こうした歴史民俗資料館に求める機能を果たし、適切に運営していくため、資料収集や保存、活用といった課題や収蔵環境の改善について述べている。

歴史民俗資料館は、収蔵資料を単に保管・管理するだけでなく、社会全体の共有財産として積極的に公開・活用していくことが求められている。その実現にあたっては、学校や地域でのアウトリーチ活動などのさらなる充実に加えて、収蔵資料のデジタルアーカイブ化やSNS等による情報発信、また、収蔵庫の公開や実物資料に触れる体験型ワークショップ等のプログラムの実施など、多様なアプローチが必要である。これらの活動を持続的に展開していくためには、保存と活用のバランスに考慮した課題に対する計画的な取り組みが不可欠である。

現在の歴史民俗資料館が抱える課題を改善していくため、館が高知県の発展にどのような役割を果たすのか、そのあり方を含め、県が主体となって再検討することが必要である。

また、資料収集方針の見直しや保有する資料の整理、適切な管理方法の確立等に優先的に取り組み、博物館の持続可能な運営を確保するための収蔵資料の見直しを立てることが重要である。そのうえで、収蔵環境の改善に向けて、既存の県有施設等の活用を含めた対策を検討することが必要である。

これらの課題に取り組むうえで、県民の理解を得ながら館の運営をおこなっていくことが何より大事である。

こうした館の役割を、県及び館の全職員が理解し、収集資料の活用を通じた県民への利益の還元に努めていくことを求める。

【参考資料】

中四国エリアの県立博物館収蔵庫等の概要

【令和4年度調査】

単位（面積）：㎡

県名	施設名	建築年度	延床面積	展示室面積	収蔵庫面積
岡山県	岡山県立博物館	S46	4,619	1,345	959
広島県	広島県立歴史博物館	H元	8,941	2,368	1,364
	頼山陽史跡資料館	H7	583	386	80
	広島県立歴史民俗資料館	S53	3,712	768	498
鳥取県	鳥取県立博物館	S45（着工）	9,699	2,434	1,500
島根県	島根県立古代出雲歴史博物館	H18	11,855	2,821	2,131
山口県	山口県立山口博物館	S42（本館） S36（別館）	5,164	1,648	408
徳島県	徳島県立博物館	H2	22,382 （美術館含む）	2,820	1,425
	徳島県立鳥居龍蔵記念博物館	H2		415	70
香川県	香川県立ミュージアム	H11	19,657	2,746	2,651
	瀬戸内海歴史民俗資料館	S48	4,441	1,282	1,762
愛媛県	愛媛県総合科学博物館	H6	16,597	10,658	3,404
	愛媛県歴史文化博物館	H6	18,036	4,606	2,000
高知県	高知県立歴史民俗資料館	H3	4,546	1,104	343
	高知県立高知城歴史博物館	H27	6,220	699	900
	高知県立坂本龍馬記念館	H3	2,295	514	117

※小数点以下端数は四捨五入

【参考資料】

高知県立歴史民俗資料館指定管理基本協定 別紙1

資料の収集等の取扱いについて

(目的)

第1条 高知県立歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）に収蔵し、展示、調査研究及び教育普及に利用するために収集する資料（以下「資料」という。）について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この取扱いにおいて、収集とは、乙が資料を購入、製作又は採集すること、及び甲が寄贈又は寄託を受けることをいう。

(基本方針)

第3条 本県の歴史・文化を後世に伝えるため、本県固有の考古・歴史・民俗資料を厳選して収集し、展示及び調査研究、教育普及に資する資料の充実に努める。

(収集対象)

第4条 収集対象は、高知県に関する次のものとする。

- (1) 考古資料
- (2) 歴史資料
- (3) 民俗資料

(資料の調査等)

第5条 乙は、資料を収集するときは、あらかじめ専門的な見地から資料の価値及び活用方法等を考慮して、調査を行うものとする。

2 乙は、前項の調査に必要な場合には、所有者等の了解を得て、資料を一時的に預かることができる。この場合において、乙は、当該資料を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

3 乙は、前項の規定により資料を預かるときは、資料預かり書を所有者等に交付するとともに、その写しを甲に提出するものとする。

4 乙は、1点100万円を超える資料を購入するときは、高知県が設置する「高知県文化資料収集審査会」において学識経験者等の意見を聴取し、その審議結果を答申としてもとめることとする。

(採集の手続き)

第6条 乙は、資料を採集するときは、資料館において、当該資料を一時的に保管することができる。この場合において、乙は、速やかに甲にその旨を報告しなければならない。

(寄贈及び寄託の手続き)

第7条 乙は、高知県立歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）の設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県規則第50号。以下「規則」という。）第20条に定める寄贈又は寄託の手続き等の業務を行う。

- 2 乙は、規則別記第19号様式による資料等寄贈（寄託）申込書を受理したときは、寄贈又は寄託の可否について甲に寄贈意見書を参考資料（寄贈又は寄託者の経歴、経緯、評価額等）とともに提出するものとする。
- 3 甲は、乙から前項の資料等寄贈（寄託）申込書を受け取ったときは、寄贈又は寄託の諾否について、乙を経由して当該申込者に通知する。
- 4 乙は、甲の承諾後、当該申込者から資料の引渡しを受けたときは、ただちに甲に通知するものとし、甲は、規則別記第20号様式による資料等受領書を乙を経由して当該申込者に、その写しを乙に送付する。
- 5 乙は、甲から資料等受領書の写しを受け取ったときは、内容を乙が定める管理台帳に記載し、当該資料を適切に管理しなければならない。
- 6 甲は、寄贈者又は寄託者の申し出があったときは、乙に確認のうえ、資料等受領書を再交付することができる。
- 7 寄贈及び寄託に関し、当該申込者からの特別な条件は、原則として認めない。

(寄託期間及び返還)

第8条 寄託期間は3年以内とする。ただし、寄託者の申し出があり、甲が必要と認めるときは、期間を変更又は更新することができる。

- 2 寄託期間の更新の手続きは、前条の規定を準用する。
- 3 甲は、寄託期間が終了したとき、又は寄託者から資料の返還の申し出を受けたときは、資料等受領書と引換に寄託者に当該資料を返還する。
- 4 甲は、寄託品の返還を受けようとする者が、寄託者の代理人又は相続人等であるときは、委任状その他受領権限を証する書類を求める。

(寄託者の変更)

第9条 甲は、寄託された資料の所有者及びその住所、氏名、名称等に変更があったと認めるときは、当該変更を証する書面をもって寄託者の変更を行う。

(寄託品の取扱い)

第10条 寄託品は、資料館に所蔵する資料と同様の取扱いを行う。ただし、あらかじめ館外貸出についての承諾の得られていない寄託品を館外貸出する場合は、寄託者の承認を得なければならない。

- 2 乙は、寄託中の資料に補修の必要を認めたときは、甲及び寄託者と協議しその対応を決める。

(資料の貸出)

第11条 乙は、資料館に収蔵する資料を、国公立博物館その他乙が必要と認めるところに無償で貸し出すことができる。

2 貸出を行う期間は3月以内とする。ただし、乙が特別な事情があると認めるときはこの限りではない。

3 乙は、貸出を行うときは、次の各号について事前に十分な確認を行うとともに、必要な条件を付す。

(1) 貸出先の資料保存環境

(2) 資料の輸送の条件及び経費

(3) 資料に損傷及び亡失等があったときの賠償

(4) 貸出す資料が寄託品であるときの寄託者の承認

4 乙は、貸出に際して、資料名、借用の目的、借用の期間、保管及び管理の方法等を貸出先から書面で提出させなければならない。

(銃砲刀剣類資料の取扱い)

第12条 銃砲刀剣類資料については、別に甲が定める「銃砲刀剣類資料の管理要領」により取り扱うものとする。

(疑義の決定等)

第13条 この取扱いに関し疑義のあるとき又はこの取扱いに定めのない事項については、必要に応じて甲と乙との協議により定めるものとする。

【参考資料】

高知県立歴史民俗資料館資料収集方針・収蔵のあり方検討会設置要綱

(目的)

第1条 高知県立歴史民俗資料館の収集資料の増加に伴い収蔵場所の不足が顕著となっている状況を踏まえ、現行の収集方針や実態を検証し、資料の保存・活用のあり方などの対応策を総合的に検討するため、高知県立歴史民俗資料館資料収集方針・収蔵のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会では、次の事項について検討、協議する。

- (1) 資料体系の整理及び資料収集の実態分析
- (2) 資料の収集・管理、運営のあり方
- (3) 今後の資料増加見込みと収蔵スペースの必要規模
- (4) 市町村や他館との役割分担
- (5) その他

(組織)

第3条 検討会は、博物館資料の特性、収蔵等に係る学識経験者6名以内の委員をもって構成する。

- 2 検討会に委員長を1名を置き、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、検討会を総理し、議事を進行する。
- 4 委員は、文化生活部長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

(会議)

第5条 検討会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 検討会は、委員の半数以上の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 4 第1項の規定によらず、第1回目の会議は文化生活部歴史文化財課長が招集する。

(事務局)

第6条 検討会の庶務を処理するため、文化生活部歴史文化財課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

高知県立歴史民俗資料館資料収集方針・収蔵のあり方検討会委員名簿		
委員長	井奥 和男	公益財団法人土佐山内記念財団 理事長
委員	岡本 桂典	高知県文化財保護審議会会長 (元高知県立歴史民俗資料館副館長)
委員	金山 喜昭	法政大学キャリアデザイン部教授
委員	林 光武	元栃木県立博物館学芸部長
委員	古谷 純代	高知サンライズホテル 女将・専務取締役
委員	松島 朝秀	高知大学大学院 総合人間自然科学研究科准教授